

議案第47号

関市特別会計条例の一部改正等について

関市特別会計条例の一部を改正する等の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

食肉センター事業を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市特別会計条例の一部を改正する等の条例

(関市特別会計条例の一部改正)

第1条 関市特別会計条例（昭和42年関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3号を削り、第4号を第3号とする。

(関市食肉センター条例の廃止)

第2条 関市食肉センター条例（昭和52年関市条例第9号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前になされた関市食肉センター事業特別会計に係る調定及び支出負担行為に基づく出納については、この条例の施行後も令和4年5月31日までは、なお従前の例による。